

■ 家や アパートを 借りるとき

◇ 民間<個人や 会社>の 家を かりる 場合

ふつう、不動産会社<家を しようかいする 会社>で 家(貸家、アパート)を しようかいしてもらいます。契約<かりる やくそく>をするときは、とくべつな 手続きが 必要となることがあります。家賃<家を かりる お金>以外にかかる お金を はらったり、保証人<あなたの かわりに 家賃を はらう人>を みつける 必要が あるかもしれません。契約書<やくそくを 書いた 紙>や 重要事項説明書<大事なことを 書いた 紙>に 書いてあることを よく よんで ください。

・部屋探しのガイドブック(国土交通省)

日本で 家や アパートを さがすときに しってほしいことが 書いてある 本です。どうやって 部屋を さがすか、契約の 手手続き、引っ越しした あとに 注意することなどです。

日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、カンボジア語、タガログ語、モンゴル語

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk3_000017.html

・「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」(日本で部屋探しをする外国人の方へ)(国土交通省)

日本で 家や アパートを さがすときに 使うことが できる 本です。外国語が 使える 不動産会社<家を しようかいする 会社>などを 調べることができます。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk3_000017.html

・千葉県外国人学生住居アドバイザー<学生が 相談できるところ>

「外国人学生住居アドバイザー」と かいてある 不動産会社は、家について 外国人学生が 相談できます。

千葉県の ホームページを みて ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/soudan/gaikokujin/gakuseijuukyo.html>

◇ 公営住宅<県や 市町村の 家>を かりる 場合

県や 市町村が かしている 家は、もうしこみの日が きまっています。

家を かりるためには きまりが あります。もうしこんでも すぐに かりることが できないことがあります。

都市再生機構(UR)から 家を かりることも できます。詳しいことは、下の ところに きいて ください。

・市町村営住宅: 市町村の 役所

・県営住宅: 千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部 電話:043-222-9200

・公団住宅: 独立行政法人 都市再生機構 <http://www.ur-net.go.jp/chintai/>

◇貸家<ひとつの 家を ぜんぶ かりる>や アパートについて

- ① 家の種類:貸家、アパート、マンション、下宿<ほかの人の 家の 部屋だけ かりる>などが あります。
- ② 部屋の数、大きさ:部屋の かずと、L(居間<ふだん いる 部屋>)・D(食堂)・K(台所)を あわせて 2LDK、3LDK などと いいます。部屋の 広さは、畳が はいる枚数で いうことも あります。1畳は 約1.8 メートル×0.9 メートルです。
- ③ 電気・水道・ガスなどは ついています。使う ときに 自分で もうしこみを します。

◇必要な お金

- 契約のときに、家賃、共益費(管理費)、敷金、礼金、仲介手数料を あわせた ねだんを はらって ください。
- ① 家賃: 家を かりる お金です。つぎの 月の 家賃を 毎月 はらって ください。
 - ② 共益費:アパートの 階段や ろうかなど、みんなで 使う ところの 電気や 掃除をするのに かかる お金です。
 - ③ 敷金: 1か月から 2か月の 家賃くらいの ねだんです。家賃を はらうことが できなくなったときや、部屋を こわしたときに 使う お金です。家主<家を かす人>に 預けます。部屋を 出るとき、部屋を なおす お金を ひいて、のこりが あれば かえしてもらいます。
 - ④ 礼金:契約をするとき、お礼のために 家主に はらう お金です。1か月から 2か月の 家賃くらいの ねだんです。このお金は かえってできません。
 - ⑤ 仲介手数料:家を しょうかいしてもらった お礼のために はらう お金です。ふつう、不動産会社に はらいます。1か月の 家賃くらいの ねだんです。このお金は かえってできません。

◇注意すること

- ① 契約するときに 保証人<家賃が はらえないときに かわりに はらう人>が 必要になるかもしれません。保証人が いないときは、保証会社<保証人を してくれる 会社>を使うことが できます。
- ② 家主に だまつて、住宅<部屋>の 改装<かたちや 色などを かえる>は できません。
- ③ 契約のときに きめた人以外は いっしょに 住むことが できません。
- ④ ふつう、契約は 2年で おわります。2年が すぎると 契約の 更新<もう一度 契約する>をする 必要があります。そのとき、家賃が 変わるかもしれません。

■電気・ガス・水道

◇電気

千葉県の 電気は 50 ヘルツ 100 ボルトです。これに あわない 道具を つかうときは あわせること が 必要です。

引っ越しして はじめて 電気を 使うときは、ブレーカーの スイッチを オンにして ください。電気が き ます。そのあと、家に ある 「電気使用申込書」に 名前や 引っ越しした 日などを 書いて、電気の 会社へ おくって ください。

電気の お金は 銀行や 郵便局に あずけている お金から 毎月 はらうことが できます。きまつた 振込票(はらうときに 使う 紙)を 使って 銀行・郵便局・コンビニエンスストアなどで はらうことも でき ます。

引っ越しするときは 電気を 止める 必要が あります。引っ越しす まえに、電気の 会社に 連絡して ください。

◇ガス

日本の ガスには 都市ガスと プロパンガスの 2つが あります。これに あつた ガスの 道具を 使 う 必要が あります。あわない 道具を つかうと 危険です。火事や 事故が おこるかもしれません。

・都市ガス

都市ガスを 使いはじめるときは、使う まえに ちかくの ガス会社に 連絡して ください。ガス会社の 人がきて、ガスを 使うことが できるようにしてくれます。ガスの 道具が 安全か しらべてくれます。ガスの お金は 毎月 銀行などに あずけている お金から はらうことが できます。振込通知書を 使って 銀行・郵便局・コンビニエンスストアなどで はらうことも できます。

・プロパンガス (LP ガス)

アパートなどでは、プロパンガスを 使っているかもしれません。プロパンガスは ボンベ<ガスを いれる もの>に はいっています。使うときの 注意や、どうやって お金を はらうかについては、家主や アパートの 会社に きいて ください。

◇水道

日本の 水道の 水は、のむことが できます。水道を 使いはじめるときは、千葉県企業局や 住んでい る ところの 役所の 水道担当課などに 連絡して ください。

水道の お金は 銀行などに あずけている お金から はらうか、納入通知書(お金を はらうときの 紙)を 使って コンビニエンスストアか、銀行などで はらって ください。引っ越しして 出ていくときは 千葉県企業局や 住んでいる 市町村の 役所の 水道担当課に 連絡して ください。さいごに はらう お金を 計算します。

詳しいことは、千葉県企業局か 住んでいる ところの 役所の 水道担当課に きいて ください。

けんすい きやくさま ちばけんきょうきょく
・県水お客様センター(千葉県企業局)

でんわ
電話:0570-001245

げつようび きんようび ごぜんじ ふん
月曜日から 金曜日の 午前8時45分から 午後6時まで

どようび ごぜんじ ふん ごごじ
土曜日は 午前8時45分 午後5時まで

■ 引っ越し

ひこ ひこ
引っ越しをするときは、下のような 手続きが 必要です。

① 市区町村の 役所に 届を出す

ちゅうちょうざいりゅうしゃ ひとす かあたら じゅうしょ やくしょ とどけだ
中長期在留者が、住むところを 変えたときは、新しい 住所の 役所に 届を出して ください。

ひこひかいないだ ざいりゅう じゅうしょ やくしょ とどけだ
引っ越しした 日から 14日以内に 出して ください。在留カードと、まえの 住所の 役所が 出した

てんしゅつしょまいしょ
転出証明書を もっていって ください。

② 国民健康保険の 手続き

しく ちゅうそん やくしょ こくみんけんこうほけん てつづ
市区町村の 役所の 国民健康保険担当係

③ 運転免許証の 住所を 変える

あたら じゅうしょ けいさつしょ うんてんめんきょ
新しい 住所の 警察署か 運転免許センター

④ 電気・水道・ガス・電話・郵便局

でんき かいしゃ かいしゃ すいどう でんわ ゆうびんきょく
電気の 会社、ガスの 会社、水道、NTT(電話)、郵便局などにも 引っ越したことを おしえて ください。

でんき すいどう ひこ ひふつか みつか れんらく
電気、ガス、水道は、 引っ越す 日の2日から 3日まえまでに 連絡して ください。引っ越し

ひ かいしゃ ひと かね けいさん ゆうびんきょく じゅうしょ てがみ
日に 会社の人が きて、はらう お金の 計算をします。郵便局は、ふるい 住所に きた 手紙など

あたら じゅうしょ ねん あいだ
を 新しい 住所へ おくってくれます。1年の 間だけです。

⑤ 印鑑登録:引っ越し まえの 市区町村で もうしこんだものは 使えません。